

HR & Tax Alert

October 2013

ベトナム

労働許可証に関する新しい規則について

要約

ベトナム政府は、2013年5月1日からの新しい労働法の施行に際し、その細則となるいくつかの政令を発行しています。

2013年8月22日付けの政令95では、労働法違反に対して厳しい罰則をもうけています。また違反している雇用者に対して、罰金の額を上げています。この政令は2013年10月10日施行されます。

2013年7月22日付けの政令83号では、ベトナムを去る者に対して、出国までに税務上のクリアランスを取得することを義務化しています。また個人所得税でまだ未納額がある者に対しては、出入国管理局が出国をさせないようにすることができます。

The EY logo is displayed in a large, bold, white font. The 'E' and 'Y' are connected at the top. The background of the entire page is a photograph of a modern building's glass entrance with people walking through it, creating a sense of motion and a professional atmosphere.

Building a better
working world

主な要点

労働法違反に対して厳しい罰則で対応

政令 95 における労働許可証に関する要点は次の通りです。

- 労働許可証に関する罰金の最高額が VND2 千万から 7.5 千万に上げられました。
- 法律上の労働許可証の取得免除のケース以外で、許可証を保持していない労働者は強制的に出国させられます。
- 労働許可証の要件を守らない雇用者については、1ヶ月から3ヶ月の間で操業を停止させられます。

罰金額の大幅な引き上げは、労働傷病兵社会問題局 (DOLISA) の労働法、特に労働許可証に関する管理を更に厳しくします。そして、操業停止もありうる厳しい罰則規定のために、今後経営者はルールに完全に従う必要があります。

ベトナム出国前までに個人所得税の納税義務を完了

2013年7月22日付け政府政令83では、さまざまな税法の取り扱いの細則を発表しています。このルールによると、ベトナム国民で外国に移住する者、または、外国人でベトナムから永久的に出国する者は、出国前に個人所得税関連で税務申告を完了する必要があります。

出入国管理局は、個人所得税で未納がある者の出国を防ぐ義務があります。また労働法の中で、外国人労働者は出入国の際に、パスポートのほかに労働許可証や一時滞在カードを提示しなければならないと明記されています。その他に、必要な場合には関係省庁の要求に応じて、それらの書類を提示することも定められています。

この新しい労働法は、労働関係の規定を今以上に厳しくすることで、特に外国人労働者に対して政府の税金面での厳しい対応方針を示しています。

雇用者にとって必要なこと

雇用者は、外国人労働者の雇用に関してのこの新しい法律・ルールを守り、外国人労働者のベトナムでの労働の開始前に、労働許可証の取得を確実に行わなければなりません。

それに付け加えて、雇用者は外国人労働者の個人所得税の納税申告を怠らないように勤め、外国人労働者の出入国の際に問題やペナルティーが起こらないようにしなければなりません。

お問い合わせ先

本Tax Alert及び EY ベトナムが提供する税務及びアドバイザリー業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイ事務所

Huong Vu パートナー
huong.vu@vn.ey.com

Huyen Thi Thanh Nguyen ディレクター
huyen.thi.nguyen@vn.ey.com

佐藤 行洋 日系企業担当マネージャー
Yukihiro.Sato@vn.ey.com

Kyung Hoon Han 韓国系企業担当マネージャー
Kyung.hoon.han@vn.ey.com

ホーチミン事務所

Christopher Butler パートナー
christopher.butler@vn.ey.com

Mai Lan Anh マネージャー
mai.lan.anh@vn.ey.com

Ngo Thi Kim Anh マネージャー
anh.kim.ngo@vn.ey.com

小野瀬 貴久 日系企業担当インドシナ統括ディレクター

Takahisa.onose@vn.ey.com

森田 鉄平 日系企業担当マネージャー
Teppei.mori@vn.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transaction | Advisory

EYについて EY概要

EYはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。弊社は高品質な専門業務やインサイト情報を提供することにより資本市場及びグローバル経済に於ける信頼関係を構築いたします。弊社の顧客に対する約束を守るため、優秀な人材の開発を目指します。そうすることによって、弊社のスタッフ、顧客、コミュニティのために、より良い社会の構築のために積極的役割を担います。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

©2013 EYGM Limited.
All Rights Reserved.

EYG no: 0C00000294

ED None